

地球環境に配慮した肉用牛経営を目指して



令和6年度環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）

支援対象となる農家

- ① 事業実施年度を通じて牛を飼養し、年度内に肉用牛の出荷・販売実績がある肉用牛の経営体であること
- ② 飼料作物作付面積が、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上※1であること
- ③ クロス・コンプライアンスを満たしていること（環境法令等の遵守、みどりのチェックシートの実施、配合飼料価格安定制度の加入継続に関する要件）※2

※1 4月1日時点の飼養頭数（満7か月齢以上）

（4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等の場合は、9月30日時点の頭数）

※2 詳細は、エコ畜事業の実施要領及び手引きを参照してください。

飼料作物作付延べ面積とは

- 事業実施年度に飼料作物を作付け・収穫している農地又は採草放牧地の面積であり、公的機関等の書類により面積が確認できることが必要です
- 単年生飼料作物の二期作、二毛作の面積は含めますが、永年生飼料作物の2番草以降は含まれません
- 飼料作物作付延べ面積が本事業の交付対象面積となります（契約栽培地の場合は、水田活用の直接支払交付金の対象面積を除く）

支援対象となる取組と支援内容

1 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

- ・ 以下の取組メニューから2つを選択して実施
＜基本メニュー＞
① 放牧、② 不耕起栽培、③ 消化液の利用、④ 化学肥料の削減
- ・ 交付金単価 15,000円/ha（交付対象面積）※3※4

2 有機飼料の生産（1との重複交付は不可）

- ・ 有機飼料を生産
- ・ 交付金単価 45,000円/ha（交付対象面積）※3※5

具体的取組内容は裏面参照



※3 作付面積の拡大に伴う効率化を考慮し係数を乗じて交付。

【係数】200ha超400ha以下の部分：1ha×1.5、400超の部分：1ha×1.8

※4 1経営体当たり10haまでを上限とする。

※5 交付金の申請額の合計が予算額を上回った場合、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定者を優先的に交付。

1 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組方法

- ◆ 以下の基本取組メニューから2つ選択し、経営内の飼料作付地において実施
- ◆ 同じ2つの取組メニューの実施は3年間とし、以降継続する場合は、選択した2つの取組メニューのうち1つを未実施の取組メニューに転換する必要があります(取組転換ルール)

基本取組メニュー

| | |
|-------------|--|
| ①放牧の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 肉用牛経営体は、満7か月齢以上の牛で、<u>120日/頭以上の放牧を実施</u> ・ 公共牧場への預託放牧も可 |
| ②飼料作物の不耕起栽培 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 単年生飼料作物の飼料作物作付延べ面積の<u>5割以上で不耕起栽培</u>※6を実施 ・ 永年生飼料作物の飼料作物作付地の面積の<u>1割以上で簡易更新を実施</u> ・ ただし、経営内の大半(8割以上)をどちらかの飼料作物が占める場合は、大半を占める飼料作物のみで取り組むことも可 |
| ③消化液の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料作物作付延べ面積の<u>5割以上でメタン発酵処理施設の消化液を利用</u> ・ 消化液は成分分析を実施 ・ 生ゴミや汚泥等を原材料とする共同利用型施設の消化液の利用も可 |
| ④化学肥料の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料作物作付延べ面積の8割以上が牧草の場合、<u>化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減</u> ・ 飼料作物作付延べ面積の2割以上がデントコーン・ソルガム等の場合、<u>化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減</u> |

※6 不耕起栽培とは、前作物収穫後に農地を耕起せず、表面の攪拌や切込みを入れた後、播種、施肥等を行う栽培方法。

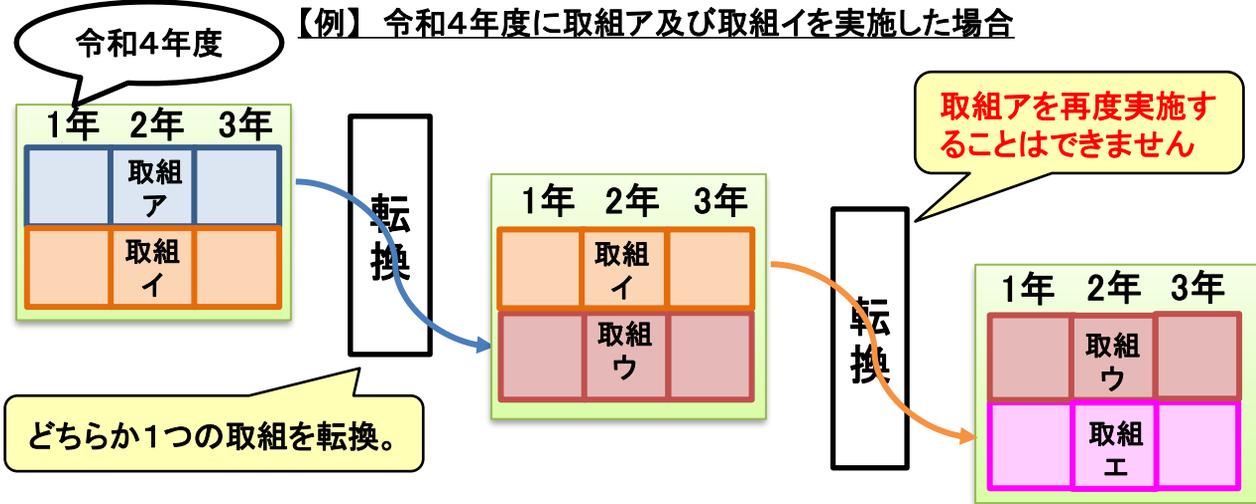
取組転換ルールとは

温室効果ガス排出削減の取組を広げ、効果を高めていくため、一定期間実施した取組を未実施の取組に転換する、取組転換ルールが設けられました。取組転換ルールは、令和4年度に実施した取組から適用されます。

<取組転換ルールのイメージ>

- ◆ 3年間継続して同じ2つの取組を実施し、**4年目に2つの取組のうち1つを別の取組に転換**
- ◆ 過去に実施した取組を再度実施することはできません
(3年未満で別の取組に変更した場合であっても、過去に実施した取組を再度実施することはできません)
- ◆ **同じ取組の実施期間は最大6年間**

【例】 令和4年度に取組ア及び取組イを実施した場合



2 有機飼料の生産の取組方法

- ◆ 「有機畜産物の日本農林規格」又は「有機飼料の日本農林規格」の認証を受け、有機飼料を生産

注意) 1の「飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組」との重複申請はできません。

参加の手続き



農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を利用して手続きを行ってください



gBizIDプライムを取得

1. 事業参加の申込み

取組の実施計画を作成して申請

(6月～9月)

※

地方農政局等が実施計画を審査・承認

2. 取組の実施

実施計画に基づく取組の実施

(4月～翌年3月)

※

3. 交付の申請

承認を受けた実施計画に基づき交付申請

(10月～翌年1月)

※

地方農政局等が申請内容を審査・交付金の交付

交付金を受領

※

※必要に応じて農政局等が現地確認等を行います。
交付金の受領後に書類等の不備や不適切な実施
が認められた場合は、補助金を返還するとともに、
その後のエコ畜事業への参加ができなくなる場合が
あります。



事業参加の申請もこちらから

<https://e.maff.go.jp>

問い合わせ先

最寄りの都道府県協議会(農協等)、農林水産省(農政局等)にお問合せください。

1. 農林水産省本省

農林水産省畜産局企画課 畜産経営安定対策室

03-3502-8111(代表)(内線)4890

2. 地方農政局等

北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ

011-350-7656

東北農政局 生産部 畜産課

022-221-6198

関東農政局 //

048-740-5266

北陸農政局 //

076-232-4317

東海農政局 //

052-223-4625

近畿農政局 //

075-414-9022

中国四国農政局 //

086-224-9412

九州農政局 //

096-300-6285

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室

098-866-1653